

別紙 水防避難弱者反映案

説明資料(第2稿)の「第5章-7-2-(5)余野川ダム」についての修文案。

| | |
|-----------------|--|
| P-52 上から23行目 | 「～振り替えおよび～」を「～振り替えによる見直し策および～」へ |
| P-52 上から27行目 | 「特に、水防避難弱者の急増する将来に向けては、既設一庫ダムの見直し策と相俟って、破堤・浸水による氾濫発生のタイミングを遅らせ避難退去の時間を確保・延長するうえでもっとも効果的であり、浸水頻度が高く他の治水対策の早期実施が困難な多田地区に顕著である。」を追文 |

修文理由は右の通りです

1. 急激な高齢化の進行により次の事態が発生します。

20数年先には要介護者が倍増するなど自力避難退去者の割合急減、一方、少子化で避難退去の支援者の確保も困難な事態に、

(厚生労働省ホームページ「介護保険制度Q&A」より)

自力避難退去者も退去時の歩行速度が平均的に低下、

避難退去が氾濫時にずれ込めば、深刻な事態が拡大、

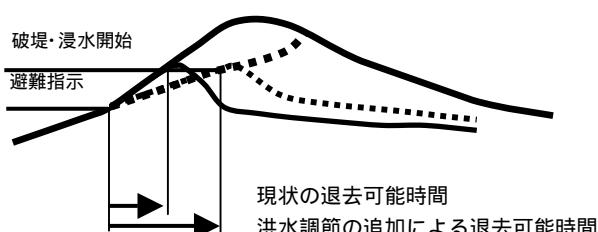
(図説高齢者白書2002年度版 P112「資料:Himmannら、1988」より)

以上により、近い将来にかなり長い時間が必要、

その先の将来は、さらに深刻化、

2. 破堤・浸水による氾濫発生のタイミング遅らせの洪水調節効果は、概念的に次図のとおりで、調節しきれない計画以上の洪水においても發揮します。

しかも、洪水の調節貯留によりその水量だけ氾濫水深の低下が見込めます。



以上の修文案とその理由に関連し、「第3章河川整備の基本的な考え方」の修文案

| | |
|-----------------|---|
| P-16 上から13行目 | 「しかも、予測されているように、将来、一層に高齢化し20数年先に要介護者が倍増するなど社会弱者の増大が進行すれば、水防避難弱者も急増となり、現状の治水機能によるタイミングの避難退去指示では、避難遅れなどによる人命被害ポテンシャルの急拡大となる深刻な事態が想定される。」を追文 |
| P-16 上から17行目 | 「この狭窄部の上流部における浸水による氾濫被害のうち人命被害は、下流部における想定事態と同様傾向であるが、その将来進行はより早く氾濫頻度が高く深刻である。」を「～生ずる。」と「これ～」の間に挿文 |

さらに、同様に「第4章 4-3-1 洪水、-4-7-1 ダム計画の方針」の修文案

| | |
|-----------------|--|
| P-21 上から16行目 | 「特に、将来、水防避難弱者の急増に伴う人命被害の深刻さの增高に対応した、河川整備による破堤・浸水の氾濫発生のタイミングを遅延させることと、水防避難について退去に要する時間およびこれを考慮した避難指示とを勘案し対策を実施する。」を追文 |
| P-21 上から22行目 | 「～れば迅速に、適～」を「～ればこれに必要な時間を考慮し適～」へ |
| P-21 上から7行目 | 「特に、将来、水防避難弱者の急増が懸念される状況において、洪水調節による破堤・浸水の氾濫発生のタイミングを遅延させることは、水防避難退去の所要時間を確保するうえで有効である。」を挿文 |